○国土交通省告示第四百十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年二月十九日付けをもって次のように型式承認したので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第M－314号	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	ＺＶＳ	富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田１番１号

○国土交通省告示第四百十九号

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、令和七年二月十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第M－301号	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	ＺＱＳＳＭＥ01	富士電機株式会社	型式承認試験基準の改正に伴う対応

○国土交通省告示第四百二十号

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、令和六年八月十四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	型式の名称	変更の内容
第M－296号	ふん尿等浄化装置	ACO MF	Clarimaro.	ACO Marine s. r. o.	のぞき窓の有無及び材質が異なる仕様の追加

○国土交通省告示第四百二十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十九日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道縦貫自動車道函館名寄線	滝川市江部乙町二三〇五番三から同市江部乙町二三五三番二まで	令和七年五月三十日〇時

○近畿地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
五條市二見一丁目七三七番一から同市二見二丁目二四五番四まで	前	一六・七〇～一七・六八メートル	〇・一四六キロメートル	
	後	一六・七〇～二三・二九メートル	〇・一四六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	五條市二見一丁目七六九番一から同市二見二丁目二四〇番一まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月二十九日

○中国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡北栄町松神字高浜一二〇五番三一から同町西園字北浜一七三三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月二十九日

○北海道開発局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道斜里郡斜里町字朱円東二〇番一から同町字朱円東五一番四まで	前	Ａ　一四・五五～二三・五三メートル Ｂ　一四・五五～三一・七四メートル	一・五三六キロメートル 一・五二〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ　一三・三五～二三・五三メートル Ｂ　一四・五五～三一・七四メートル	二・三六五キロメートル 二・三五四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部